



In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

要点

国際会計基準審議会(IASB)は、金利指標改革で生じる論点(代替的な指標金利への置換えを含む)に対応した、国際財務報告基準(IFRS)第9号、国際会計基準(IAS)第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号の修正を公表しました。銀行間取引金利(IBOR)に基づく契約が広く存在していることを考えると、この修正は、すべての業種の企業に影響を及ぼす可能性があります。本修正は、2021年1月1日より適用されます。本資料は、ヘッジ会計のフェーズ1の救済措置との相互関係を含め、さまざまな契約およびヘッジ関係にフェーズ2の修正をどのように適用するかについてのガイダンスを提供しています。

フェーズ2の修正に関するよくある質問(FAQ)は、[こちら](#)(英語のみ)をご参照ください。

目次

1. 主なハイライト:P.2
2. フェーズ2の修正－金利指標改革による金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更:P.3
3. 保険会社におけるIFRS第4号「保険契約」に対するフェーズ2の修正:P.5
4. IFRS第16号「リース」に対するフェーズ2の修正:P.5
5. IAS第39号およびIFRS第9号のヘッジ会計に対するフェーズ2の修正:P.6
6. 開示:P.11
7. 発効日および経過措置:P.11

1. 主なハイライト

金利指標は、グローバルな金融市場において最も中核となる要素です。個人向けローン、法人向けローン、社債、デリバティブ、および証券化の取引では、すべてこれらの金利指標に基づいて契約のプライシングおよび金利リスクのヘッジが行われています。

ロンドン銀行間取引金利(LIBOR)は、最も一般的に用いられている金利指標のひとつであり、世界各国の通貨全体で数兆ドルと測定される契約において参照されています。金融危機以後、LIBOR(米ドルLIBOR、日本円LIBOR、スイスフランLIBOR、英ポンドLIBOR等)、その他の金利指標の算出方法の改革を求める声が高まりました。

その結果、LIBORやその他の銀行間取引金利(IBOR)などの金利指標の置換えが、世界各国の規制当局にとって優先事項となりました。2014年7月の金融安定理事会(FSB)報告書「主要な金利指標の改革」には、特定の金利指標改革に関する提言が示されています。その結果、多くの法域では代替的な指標金利への移行が進められています。

金利指標改革は、個々のトレーダーの建値から観察される取引金利への移行を達成し、当該金利に基づく母集団を増やすことを目的としています。このような変更は市場主導で行われるため、変更時期と正確性には大きな不確実性が残ります。しかし、最もよく利用されている指標金利の一部について、現時点(2020年10月)の状況をまとめると、次のようになります。

					
指標金利	米ドルLIBOR	英ポンドLIBOR	EONIA	スイスフランLIBOR	日本円LIBOR
選択された代替的な指標金利	SOFR 担保付翌日物調達金利	SONIA 英ポンド無担保翌日物指数平均金利	€STR* ユーロ短期金利	SARON スイス翌日物平均金利	TONA 無担保コール翌日物金利
検討主体	代替参照金利委員会(ARRC)	ポンドのリスクフリーレート(RFR)に関するワーキンググループ	ユーロのRFRに関するワーキンググループ	スイスフラン参照金利に関するナショナル・ワーキング・グループ(NWG)	日本円金利指標に関する検討委員会
担保の有無	有担保	無担保	無担保	有担保	無担保
算出方法	完全取引ベース	完全取引ベース	完全取引ベース	取引および拘束的建値ベース	完全取引ベース
翌日物かターム物か	翌日物金利	翌日物金利	翌日物金利	翌日物金利	翌日物金利
タームレートの利用可能性	2021年上期目標、2021年末の当初目標より前倒し	2020年末までにフォワード・タームレートを公表予定	ワーキンググループは、フォワード・タームレートにOIS(翌日物金利スワップ)の市場価格に基づく手法を推奨	複合的なSARONの利用が推奨されている一強固なタームレートを使用する可能性は低いとみられる。	計画中:タームレートを算定する業者が選定されており、2021年半ばまでに公表が見込まれている。

* 複数のレートが存在する環境において、€STR は、現地の IBOR との共存が見込まれます。2019年11月に、すべての EURIBOR 銀行が EURIBOR のハイブリッド手法の段階的導入を完了しており、本資料の作成時点(2020年10月)では、2021年第1四半期に現金およびデリバティブに関する EURIBOR の規定およびフォールバック条項に関する最終提言の公表が見込まれています。

IBORの置換えは誰にどのような影響を及ぼす可能性があるか

金融機関は、IBORに連動する金融商品に関する大量の直接的なエクスポージャーを有していることを考えると、IBORの置換えによって最も影響を受ける可能性があります。しかし、IBORベースで資金調達を行っている企業、または固定金利で資金調達を行い、IBORを参照するデリバティブでヘッジしている企業およびIBORに連動したリース料を支払っている借手にとっても、金利指標改革は重要な論点になる可能性があります。

企業がIBORを参照する契約を有していないとしても、減損判定における資産の「使用価値」やIFRS第13号「公正価値測定」に基づく公正価値を算定する場合など、財務報告で使用する割引率の算定にIBORを用いる場合もあり、企業はこうした変更の影響を受ける可能性があります。

IBORの置換えによる影響は、リスク管理、法務、IT、財務報告など広範囲に及ぶ可能性があります。そのため本資料では、金利指標改革の一側面、すなわちIFRSに基づく財務報告への影響のみに焦点を当てています。IBORの置換えの最新動向やその他の側面に関する詳細な解説については、[LIBOR参照レートおよび改革のインサイトを掲載しているPwCのページ\(英語のみ\)](#)をご参照ください。

フェーズ2の修正の影響

IASBは、金利指標改革の影響に救済措置を与えるとすればどのようなものが考えられるかについて、2つのフェーズに分けて検討するプロジェクトを進めてきました。2019年9月に公表されたフェーズ1の修正は、金利指標改革によって直接影響を受けるヘッジ関係に対し、ヘッジ会計の特定の要求事項を一時的に免除するという救済措置を提供しています。2020年8月に公表されたフェーズ2の修正は、従前の指標金利から代替的な指標金利への置換えを含む金利指標改革中に生じた論点に対応しています。

フェーズ2の修正によって提供された主な救済措置は、次のとおりです。

- **契約上のキャッシュ・フローの変更:** 金融資産および金融負債(リース負債を含む)の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎が変更された場合、救済措置により金利指標改革で要求される変更(すなわち、金利指標改革の直接的な結果として要求され、経済的に同等である場合)については、利得または損失を即時に純損益に認識しない。
- **ヘッジ会計:** ヘッジ会計の(中止に関する)救済措置により、金利指標改革によって直接影響を受けるほとんどのIAS第39号またはIFRS第9号のヘッジ関係の継続が認められる。ただし、追加のヘッジ非有効部分の計上が必要な場合がある。

本資料では、これらの救済措置について詳細に解説しています(以下セクション2.から6.を参照)。

2. フェーズ2の修正 – 金利指標改革による金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更

償却原価で測定する金融資産または金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎は、金利指標改革によって変更される可能性があります。

当該変更は、次によって生じる可能性があります[IFRS第9号第5.4.5項][IFRS第9号第5.4.6項]。

- 当初認識時の契約条件の修正(例えば、従前の指標金利から代替的な指標金利に置換えるように契約が修正された場合)
- 当初認識時の契約条件に考慮または意図されていなかった変更(例えば、契約条件にはないが、指標金利の算定方法が変更された場合)
- 既存の契約条件の発動(例えば、契約における既存のフォールバック条項の発動)

フェーズ2の修正は、金利指標改革による契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎の変更を会計処理するための実務上の便法を提供しています。

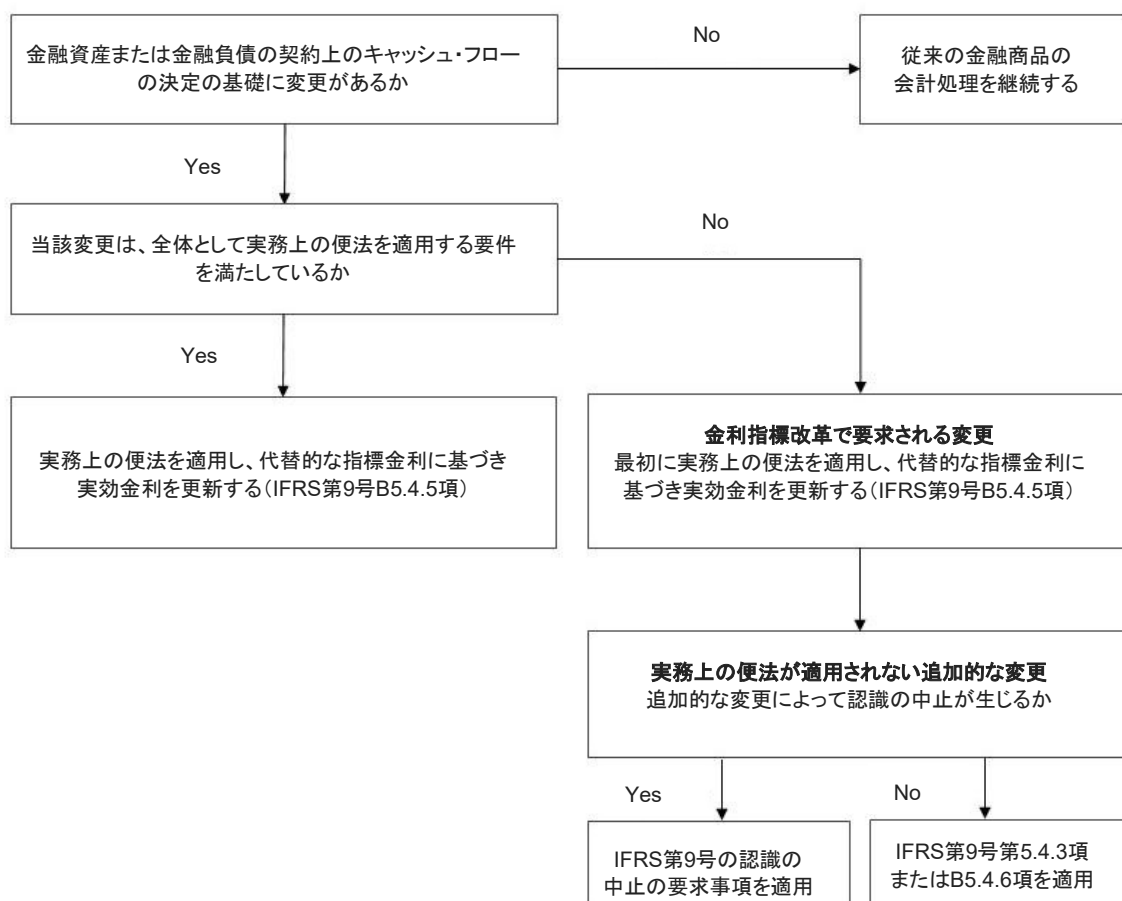
実務上の便法により、企業は、こうした条件変更について、即時に純損益に認識せず、IFRS第9号B5.4.5項の

ガイダンスを適用して実効金利を更新することによって会計処理します。実務上の便法は、当該条件変更が金利指標改革の直接の結果として要求され、かつ、契約上のキャッシュ・フローの決定の新たな基礎が従前の基礎と経済的に同等である場合のみに適用されます[IFRS第9号第5.4.7項]。フェーズ2の修正では、「経済的に同等」と考えられるいくつかの例を挙げています[IFRS第9号第5.4.8項]。

実務上の便法がなければ、企業は、こうした条件変更が金融資産または金融負債の認識の中止を生じさせるかどうかを判定する必要があります。条件変更によって認識の中止が生じない場合には、企業は、IFRS第9号第5.4.3項またはB5.4.6項のいずれかを当該条件変更に応用する必要があります。これは、当初の実効金利を用いて引き続き金利収益または金利費用を認識するとともに、帳簿価額を再計算して条件変更による利得または損失を即時に純損益に認識することを意味していました[IFRS第9号BC5.302–BC5.305]。

金利指標改革によって要求される変更に加えて追加的な変更がある場合、企業はまず実務上の便法を適用し、その後、IFRS第9号のその他の要求事項を実務上の便法が適用されない追加的な変更に応用します[IFRS第9号第5.4.9項]。

次のフローチャートは、実務上の便法を適用する際に、企業が検討する可能性のある典型的なステップを示しています。



IASBIは、フェーズ2の修正の一環として、金利指標改革の文脈において、その他のIFRS第9号の分類および測定に関する論点を検討し、IFRS第9号は、要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していると結論づけました。検討した事項には、次が含まれます[IFRS第9号BC5.319–BC5.320]。

- **認識の中止**: 金融資産および金融負債の認識の中止ならびに金利指標改革の結果として生じる大幅な条件変更によって生じる利得または損失の純損益での認識。
- **ビジネスモデル**: 金利指標改革による契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更は、金融資産の認識の中止を通じて企業の金融資産の管理に関するビジネスモデルに影響を与えるかどうか。
- **元本および元本残高に対する利息の支払のみ (SPPI)**: 代替的な指標金利を参照する金融資産の契約上のキャッシュ・フローの金利部分は、SPPIの要件を満たしているか。
- **予想信用損失**: 金利指標改革の結果として大幅な条件変更後に新たに認識した金融資産についての予想信用損失の認識。
- **組込デリバティブ**: 組込デリバティブの金融負債の主契約からの分離が要求されるかどうかおよび主契約と組込デリバティブに分離された混合金融負債に実務上の便法を適用するかについて、企業は再評価しなければならないかどうか。

3. 保険会社におけるIFRS第4号「保険契約」に対するフェーズ2の修正

IFRS第4号は、保険会社の事業活動が「支配的に保険に関連している」場合で、かつIFRS第9号をこれまで適用していない場合、保険会社がIFRS第9号を適用する代わりに、引き続きIAS第39号適用する取り扱いを認めています。IAS第39号の適用を継続するという一時的な免除規定の適用は、2023年1月1日のIFRS第17号「保険契約」の発効時に終了となります。

フェーズ2の修正では、IFRS第9号の一時的な免除規定を適用する保険会社(すなわち、IAS第39号を引き続き適用する保険会社)には、金利指標改革による金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更にも、IFRS第9号と同じ実務上の便法の適用が求められます[IFRS第4号第20R項、第20S項]。

実務上の便法については、本資料の[セクション2「フェーズ2の修正－金利指標改革による金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更」](#)で詳細に解説しています。

4. IFRS第16号「リース」に対するフェーズ2の修正

一部のリースには、金利指標改革の対象となる金利指標を参照する変動リース料が含まれている場合があります。IFRS第16号は、これらの変動リース料をリース負債の測定に含めることを借手に要求しています[IFRS第16号BC267C]。

IFRS第16号は、金利指標改革の結果として将来のリース料を決定する基礎を変更するすべてのリースの条件変更について、実務上の便法を適用するように修正されました。実務上の便法では、借手は、金利の変更を反映する割引率を使用して改訂後のリース料を割り引くことにより、リース負債を再測定します。実務上の便法は、リースの条件変更が金利指標改革の直接の結果として要求され、かつ、リース料の決定の新たな基礎が従前の基礎と経済的に同等である場合のみに適用されます[IFRS第16号第105項]。

金利指標改革で要求されるリースの条件変更に加えてリースの条件変更が行われた場合、企業は、金利指標改革で要求されるリースの条件変更を含めて、同時に行われるすべてのリースの条件変更を会計処理するために、IFRS第16号の要求事項の適用が求められます[IFRS第16号第106項]。

IASBIは、貸手の観点から、リースの条件変更に関する要求事項を修正しないことを決定しました。ファイナンス・リースの条件変更について、IASBIは、貸手はIFRS第9号の適用が要求されると述べています。したがって、ファイナンス・リースの貸手は、金利指標改革で要求される条件変更について、IFRS第9号の実務上の便法の適用が要求されます([セクション2「フェーズ2の修正－金利指標改革による金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更」](#)を参照)。さらに、IASBIは、オペレーティング・リースについて、貸手はIFRS第16号の条件変更に関する要求事項を適用すると述べています[IFRS第16号BC267J]。

5. IAS第39号およびIFRS第9号のヘッジ会計に対するフェーズ2の修正

フェーズ2の修正では、IBORの置換えに関する論点(すなわち、代替的な指標金利への移行の結果として、ヘッジ関係に変更がある場合)に対応しています。フェーズ2の修正は、ヘッジされるリスクまたはヘッジ対象もしくはヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなる時点で、金利指標改革で要求される変更を反映するために、ヘッジ関係の指定を修正することを企業に要求しています。したがって、フェーズ1の救済措置の範囲に含まれるヘッジ関係は、新たなヘッジ関係の指定に適用される独立して識別可能な要求事項を除き、フェーズ2の修正の範囲にも含まれます[IFRS第9号BC6.604][IAS第39号BC296]。

5.1 フェーズ1の救済措置の概要

フェーズ1の修正は、金利指標改革によって直接影響を受けるヘッジ関係に対して、ヘッジ会計の特定の要求事項の適用を一時的に免除する救済措置を提供しています。

次の表は、将来に向かって適用を終了する時期を含めて、フェーズ1の主な救済措置の要約になります。

主な救済措置	救済措置の終了
<p>「可能性が非常に高い」という要求事項</p> <p>IFRS第9号およびIAS第39号に基づくキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は、ヘッジ対象の将来キャッシュ・フローが発生する「可能性が非常に高い」ことを要求しています。</p> <p>救済措置では、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの基礎となる金利は金利指標改革の結果として変更されないと仮定することを企業に要求しています。したがって、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが金利指標改革の結果として変更される可能性がある場合、救済措置によってヘッジ関係が金利指標改革によって要求事項を満たさなくなることはありません。</p>	<p>次のいずれか早い方の時点でヘッジ対象に対する救済措置の適用は終了します。</p> <p>(a) 金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時</p> <p>(b) ヘッジ関係が中止された時</p>
<p>将来に向かっての評価</p> <p>IAS第39号およびIFRS第9号は、ヘッジ会計を適用するために将来予測的な評価を要求しています。IAS第39号は、ヘッジが非常に有効であると見込まれることを要求しており、また、IFRS第9号は、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的な関係があることを要求しています。</p> <p>救済措置では、ヘッジ対象、ヘッジ手段またはヘッジ対象リスクに起因するキャッシュ・フローの基礎となる金利指標は金利指標改革によって変更されないと仮定することを企業に要求しています。</p>	<p>次のいずれか早い方の時点でヘッジ対象に対する救済措置の適用は終了します。</p> <p>(a) ヘッジされるリスクまたは金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時</p> <p>(b) ヘッジ関係が中止された時</p> <p>次のいずれか早い方の時点でヘッジ手段に対する救済措置の適用は終了します。</p> <p>(a) 金利指標に基づくヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時</p> <p>(b) ヘッジ関係が中止された時</p>

主な救済措置

救済措置の終了

IAS第39号の遡及的な有効性テストの例外

金利指標改革によって、要求されている80-125%の範囲にヘッジの有効性が入らない可能性があります。

救済措置は、遡及的な有効性で要求している80-125%の範囲に入らないという理由のみで、金利指標に関連する不確実性が存在する期間中にヘッジが中止されないように、遡及的な有効性テストの例外を提供しています。

次のいずれか早い方の時点で救済措置の適用は終了します。

- (a) ヘッジされるリスクおよび金利指標に基づくヘッジ対象またはヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時
- (b) ヘッジ関係が中止された時

なお、上述の救済措置の終了について、フェーズ2の修正で変更されています。詳細は[セクション5.2「フェーズ2の修正によるフェーズ1の救済措置の終了」](#)を参照。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金のリサイクル

IAS第39号およびIFRS第9号では、ヘッジされたキャッシュ・フローがもはや発生しないと予想される場合には、企業はキャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金をリサイクルすることが要求されます。救済措置では、ヘッジされているキャッシュ・フローの基礎となっている金利指標が金利指標改革の結果として変更されないと仮定することを企業に要求しています。

次のいずれか早い方の時点で救済措置の適用は終了します。

- (a) 金利指標に基づくヘッジ対象の将来キャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時
- (b) 中止されたヘッジ関係に係るキャッシュ・フロー剰余金の全額が純損益にリサイクルされた時

リスク要素

一部のヘッジにおいて、ヘッジ対象またはヘッジされるリスクは、契約上明示されていない金利指標リスク要素です。ヘッジ会計を適用するために、IAS第39号およびIFRS第9号は、指定されたリスク要素が独立に識別可能かつ信頼性をもって測定可能であることを要求しています。

救済措置では、契約上明示されていないリスク要素は、ヘッジ関係の開始時のみ独立して識別可能である必要がありますが、継続的に独立して識別可能である必要はありません。企業がヘッジ関係を頻繁に改定するマクロ・ヘッジの場合、ヘッジ関係におけるヘッジ対象として当初に指定する時から救済措置が適用されます。

フェーズ1の修正では、リスク要素の救済措置の終了日を定めていません。

なお、上述の救済措置の終了について、フェーズ2の修正で変更されています。詳細は[セクション5.2「フェーズ2の修正によるフェーズ1の救済措置の終了」](#)を参照。

[IFRS第9号第6.8.4項-第6.8.12項][IAS第39号第102D項-第102N項]

5.2 フェーズ2の修正によるフェーズ1の救済措置の終了

ヘッジ関係において契約上明示されていないリスク要素

フェーズ2の修正では、契約上明示されていないリスク要素(IFRS第9号)および契約上明示されていないリスク部分(IAS第39号)に関するフェーズ1の救済措置の終了日を定めています。本資料では、これらを「契約上明示されていないリスク要素」としています。救済措置は、(a)契約上明示されていないリスク要素に金利指標改革によって要求される変更が行われた時、または(b)ヘッジ関係が中止された時、のいずれか早い方の時点で将来に向かって終了します[IFRS第9号第6.8.13項][IAS第39号第102O項]。

遡及的な有効性の評価(IAS第39号のみ)

フェーズ1の修正では、IAS第39号の遡及的な有効性の評価に関する救済措置は、(a)ヘッジされるリスクおよび金利指標に基づくヘッジ対象またはヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時、(b)ヘッジ関係が中止された時、のいずれか早い方の時点で終了するとしていました。

一方で、フェーズ2の修正では、(a)ヘッジされるリスクならびに金利指標に基づくヘッジ対象およびヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時、(b)ヘッジ関係が中止された時、のいずれか早い方の時点で救済措置を終了することに変更されました[IAS第39号第102M項]。

5.3 ヘッジ関係の正式な指定の修正

ヘッジ関係の指定およびヘッジ文書の変更の一時的な例外

企業がフェーズ1の救済措置の適用を終了する場合(セクション5.1「フェーズ1の救済措置の概要」を参照)、フェーズ2の修正は、金利指標改革で要求される変更を反映するために、ヘッジ関係の正式な指定を変更することを企業に要求しています。金融資産および金融負債の契約上のキャッシュ・フローの基礎の変更に関する実務上の便法と同様、当該変更が金利指標改革で要求されていることが必要です。すなわち、当該変更が金利指標改革の直接の結果として要求され、新しい基礎が従前の基礎と経済的に同等であるという2つの条件を満たす必要があります。この文脈において、ヘッジ指定は次の変更のうちの一つまたは複数を行うためののみ修正しなければなりません[IFRS第9号第6.9.1項][IAS第39号第102P項]。

- 代替的な指標金利をヘッジされるリスクとして指定
- ヘッジ対象の記述の修正(ヘッジされるキャッシュ・フローまたは公正価値の指定部分の記述を含む)
- ヘッジ手段の記述の修正
- ヘッジの有効性の評価方法に関する記述の修正(IAS第39号のみ)

ヘッジされるリスク、ヘッジ対象またはヘッジ手段に、金利指標改革によって要求される変更が行われる報告期間末日までにヘッジ関係の指定の修正が求められます。この一時的な例外に従った場合、ヘッジ関係の正式な指定の修正は、ヘッジ関係の中止にも新たなヘッジ関係の指定にも該当しません[IFRS第9号第6.9.4項][IAS第39号第102S項]。

ヘッジ手段の記述の修正

また、次の3つの条件を満たす場合、企業はヘッジ手段に関するヘッジ指定を変更しなければなりません[IFRS第9号第6.9.2項][IAS第39号第102Q項]。

- 企業は、ヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎を変更する以外のアプローチを用いて、金利指標改革で要求される変更を行う。
- 当初のヘッジ手段(例えば、デリバティブ)の認識を中止しない。
- 選択したアプローチは、当初のヘッジ手段の契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎の変更と経済的に同等である。

金利指標改革で要求される変更以外の追加的な変更

金利指標改革で要求される変更以外に追加的な変更が行われる場合、企業は、最初にIAS第39号またはIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用し、それらの追加的な変更がヘッジ会計の中止を生じさせるかどうかを決定します。追加的な変更がヘッジ会計の中止を生じさせない場合には、企業は一時的な例外を用いてヘッジ関係の指定を修正します[IFRS第9号第6.9.5項][IAS第39号第102T項]。

異なる時期におけるヘッジ関係の正式な指定の修正

フェーズ1の救済措置(セクション5.1「フェーズ1の救済措置の概要」を参照)の適用は、異なる時期に終了する可能性があります。正式な指定を修正するための一時的な例外を適用する場合、企業は、次のことを要求される可能性があります[IFRS第9号第6.9.3項][IAS第39号第102R項]。

- 異なる時期に、異なるヘッジ関係の正式な指定を修正する。
- 特定のヘッジ関係の正式な指定を複数回修正する(例えば、ヘッジ手段またはヘッジ対象の変更のため)。

ヘッジ指定を修正する企業は、キャッシュ・フロー・ヘッジ、項目グループおよびリスク要素に関連する会計上の救済措置を適用しなければなりません[IFRS第9号第6.9.3項][IAS第39号第102R項]。これらの会計上の救済措置については、以下セクション5.4からセクション5.6で解説します。

5.4 適格なヘッジ関係の会計処理

ヘッジ対象またはヘッジ手段の測定に関する例外はない

企業は、ヘッジ対象またはヘッジ手段の公正価値の変動を会計処理するために、公正価値およびキャッシュ・フローの適格なヘッジ関係に関するIAS第39号またはIFRS第9号の既存の要求事項を適用します[IFRS第9号第6.5.8項、第6.5.11項、第6.9.3項][IAS第39号第89項、第96項、第102R項]。

IASBは、ヘッジ対象またはヘッジ手段の測定に例外を設けていません。このような例外は、ヘッジ非有効部分の測定および認識についての要求事項を変更しないという決定と不整合になるためです。

また、経済的に同等の要求事項があるため、IASBは、ヘッジ対象またはヘッジ手段の再測定から公正価値の著しい変動は生じないと考えています。

ヘッジ非有効部分の認識および測定に関する例外はない

ヘッジ非有効部分の認識および測定に例外はありません。IAS第39号およびIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用する必要があり、その結果生じるヘッジ非有効部分は純損益に認識します[IFRS第9号BC6.626項–BC6.627項][IAS第39号BC319項–BC320項]。これはヘッジ関係の正式な指定に対する修正の経済的影響を反映させるものとIASBは考えています。さらに、IASBは、ヘッジ対象の記述を修正する一時的な例外により、企業はヘッジ対象またはヘッジ手段の再測定における公正価値の変動を最小限に抑える方法でヘッジ関係を変更することができますと述べています[IFRS第9号BC6.624項][IAS第39号BC317項]。

キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積された金額に対する一時的な例外

企業がヘッジ指定およびヘッジ文書を修正するために一時的な例外に基づきヘッジ対象の記述を修正する日に(上記セクション5.3「ヘッジ関係の正式な指定の修正」を参照)、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金に累積されている金額は、ヘッジされる将来キャッシュ・フローの決定の基礎となる代替的な指標金利に基づいているとみなします[IFRS第9号第6.9.7項][IAS第39号第102W項]。

また、フェーズ2の修正では、金利指標改革で要求されて、ヘッジされる将来キャッシュ・フローの基礎となる金利指標が変更された場合、中止されたキャッシュ・フロー・ヘッジに同様の一時的な例外を定めています。中止されたヘッジ関係について、ヘッジされた将来キャッシュ・フローに累積されていた金額は、ヘッジされた将来キャッシュ・フローの基礎となる代替的な指標金利に基づいているとみなさなければなりません[IFRS第9号第6.9.8項][IAS第39号第102X項]。

遡及的な有効性テストに関する一時的な例外(IAS第39号のみ)

ヘッジ関係の遡及的な有効性を累積ベースで評価する目的上、フェーズ1の修正により提供された遡及的な有効性評価の救済措置の適用が終了する時に、企業は、個々のヘッジ関係に基づき、ヘッジ対象およびヘッジ手段の公正価値変動の累計額をゼロに戻す取り扱いを選択できます(上記の[セクション5.1「フェーズ1の救済措置の概要」](#)を参照)[IAS第39号第102V項]。

PwCの見解

フェーズ1のIAS第39号の遡及的な有効性テストの救済措置は、遡及的な有効性が要求されている80-125%の範囲に入らないという理由のみで、金利指標に関連する不確実性が存在する期間中にヘッジが中止されないように、遡及的な有効性テストの例外を設けています。フェーズ1の救済措置の適用が終了する時に、企業は、ヘッジ関係の遡及的な有効性の評価を行うことが要求されます。この評価を累積ベースで行う場合、ヘッジ関係が遡及的な評価を満たさない可能性があります。IASBは、これはフェーズ1の目的に整合しないと述べています。したがって、フェーズ2の修正では、累積ベースで有効性の評価を実施する企業に、ヘッジ対象およびヘッジ手段の公正価値変動の累計額をゼロに戻す選択を認めています。

一部のケースでは、企業がゼロに戻した場合、ヘッジ関係が遡及的な評価の要件を満たさない可能性があるため、IASBは、ゼロに戻すことを選択として認めました。例えば、代替的な指標金利への移行後の最初の期間に市場のボラティリティが存在する場合、ヘッジ関係は80-125%の範囲に入らない可能性があるため、企業はゼロに戻すと考えられます[IAS第39号BC322項-BC324項]。

5.5 項目グループのヘッジ会計

「ヘッジ指定およびヘッジ文書の修正」の一時的な例外([セクション5.3「ヘッジ関係の正式な指定の修正」](#)を参照)を項目グループに適用する場合、ヘッジ対象をヘッジされる指標金利に基づいてサブグループに配分し、各サブグループに係る指標金利をヘッジされるリスクとして指定します。結果として、グループ内のあるヘッジ対象が異なる時点で変更される場合があります[IFRS第9号第6.9.9項][IAS第39号第102Y項]。

各サブグループは、適格なヘッジ対象の要件を満たしているかどうかを決定するために、別々に評価することが求められます[IFRS第9号第6.6.1項][IAS第39号第78項、第83項]。サブグループが適格なヘッジ対象の要件を満たしていない場合、ヘッジ会計は、ヘッジ関係全体について将来に向かって中止されます。また、企業は、ヘッジ関係全体に関連するヘッジ非有効部分を会計処理しなければなりません[IFRS第9号第6.9.10項][IAS第39号第102Z項]。

5.6 リスク要素および部分の指定

契約上明示されていないリスク要素として指定された代替的な指標金利のうち、指定される日において独立して識別可能ではない代替的な指標金利は、24か月以内に独立して識別可能となると企業が合理的に予想している場合、独立して識別可能という要求を満たしているとみなされます。24か月の期間は、次のようになります[IFRS第9号第6.9.11項][IAS第39号第102Z1項]。

- それぞれの代替的な指標金利に(金利指標ごとに)別々に適用される。
- 企業が代替的な指標金利を契約以外で定められたリスク要素として最初に指定した日から始まる。

ただし、契約上明示されていないリスク要素は、信頼性をもって測定可能であることが要求されます。

その後において、代替的な指標金利がリスク要素として指定された日から24か月以内に独立して識別可能とならないと企業が合理的に予想する場合、企業は一時的な例外の適用を終了し、ヘッジ会計をその見直しの日から将来に向かって中止します[IFRS第9号第6.9.12項][IAS第39号第102Z2項]。

代替的な指標金利が契約上明示されていないリスク要素が指定された日に独立して識別可能でない場合には、この救済措置を新たなヘッジ関係にも同様に適用します[IFRS第9号第6.9.13項][IAS第39号第102Z3項]。

6. 開示

フェーズ2の修正で要求される開示の目的は、財務諸表利用者が、企業の金融商品およびリスク管理戦略に与える金利指標改革の影響を理解できるようにすることです。企業が晒されている金利指標改革から生じるリスクの性質および程度、ならびに企業が当該リスクをどのように管理しているか、また、金利指標から代替的な指標金利への移行の完了における企業の進捗度、そして企業が当該移行をどのように管理しているかに関する情報を開示する必要があります[IFRS第7号第24I項]。

これらの目的を満たすために、フェーズ2の修正では、次の開示を要求しています[IFRS第7号第24J項]。

- 代替的な指標金利への移行の管理方法、進捗状況および移行のために企業が晒されている金融商品から生じているリスク
- 金利指標改革の対象となる重要な金利指標ごとに分解して、報告期間末時点でまだ代替的な指標金利に移行していない金融商品に関する定量的情報を、非デリバティブ金融資産および金融負債ならびにデリバティブについてそれぞれを区分して示す
- 識別されたリスクが企業のリスク管理戦略に変更をもたらした場合には、当該変更の記述

7. 発効日および経過措置

発効日

フェーズ2の修正は、2021年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければなりません。早期適用は認められません[IFRS第9号第7.1.9項][IAS第39号第108H項][IFRS第7号第44GG項][IFRS第4号第50項][IFRS第16号C1B項]。

IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第4号およびIFRS第16号の修正についての経過措置

IFRS第9号、IAS第39号、IFRS第4号およびIFRS第16号の修正は、遡及適用されます。ただし、この修正は、比較情報の修正再表示に救済措置を設けています。企業は、事後的判断を使用せずに可能である場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができます。

企業が過去の期間を修正再表示しない場合には、企業は従前の帳簿価額とフェーズ2の修正の適用開始日を含む事業年度の期首現在の帳簿価額との差額を、これらの修正の適用開始日を含む事業年度の利益剰余金期首残高(または適切な場合には資本の他の内訳項目)に認識します[IFRS第9号第7.2.46項][IAS第39項第108K項][IFRS第4項第51項][IFRS第16号C20C項、C20D項]。

IFRS第7号の修正についての経過措置

IFRS第7号の修正は、企業がIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第4号およびIFRS第16号のフェーズ2の修正を適用する時に適用されます。企業がフェーズ2の修正を初めて適用する報告期間において、IAS第8号第28項(f)で要求している定量的情報を表示することは要求されません[IFRS第7号第44GG項、第44HH項]。

中止したヘッジの復活

企業は過去の期間に新しいヘッジ関係を指定することは禁止されています。ただし、次の2つの条件を満たす場合に、中止したヘッジ関係を復活させることが要求されます[IFRS第9号第7.2.44項][IAS第39号第108I項]。

- 企業がヘッジ関係を中止したのは、金利指標改革によって要求された変更のみが理由である(フェーズ2の救済措置がその時点で適用されていたならば、当該ヘッジ関係を中止しなかった)。
- 適用開始日に、中止したヘッジ関係が(フェーズ2の救済措置の考慮後)引き続きヘッジ会計のすべての適格要件を満たしている。

企業が中止したヘッジ関係を復活させる場合、契約上明示されていないリスク要素の24か月は、フェーズ2の修正の適用開始日から始まります([セクション5.6「リスク要素および部分の指定」](#)を参照)[IFRS第9号第7.2.45項][IAS第39号第108J項]。

PwCの見解

2020年に金利指標に関連する契約の修正を計画している企業は、(現地のエンドースメントを受けることを条件に)できるだけ早くフェーズ2の修正を早期適用することが期待されます。

企業が2021年にフェーズ2の修正を適用し、金利指標改革から生じる不確実性により過去に中止したヘッジ関係の復活、または金利指標改革によって要求される契約上のキャッシュ・フローの決定の基礎の変更に関する過去の条件変更の利得または損失の戻入れ、のいずれかによって測定に影響がある場合、企業は、2020年に次を実施しなければなりません。

1. 2021年のヘッジ関係の復活前に、影響を受けるヘッジを特定し、2020年のヘッジ会計を中止するための仕訳を算定する。
2. 条件変更された金融商品を特定し、条件変更による利得または損失を算定する。
3. IAS第8号第30項(b)に従って、2021年にフェーズ2の修正を適用した場合の潜在的な影響を開示する。通常、従前のヘッジ会計(上記1)を継続して適用するか、またはIFRS第9号B5.4.5項(上記2)を基に算定することにより、合理的な見積りが可能と考えられる。

この結果、2020年に相当量の作業を行い、2021年の適用時にはそれを反映するのみになります。会計処理の観点では、早期適用により、フェーズ2の修正の適用による混乱は減少すると考えられます。

© 2020 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



In depth

12

当該和訳は、英文を翻訳したものです。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。